

渋川地区市町村合併協議会規約

(設置)

第1条 渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橘村(以下「6市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 6市町村の合併の是非を含めた合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 住民への協議経過等の情報提供に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、6市町村の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市、町又は村に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

2 委員の定数は、50人とする。

(会長)

第6条 会長は、6市町村の長のうちから、6市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、第9条第1項第1号に掲げる者である委員をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

(参与)

第8条 会長は、必要に応じて参与を置くことができる。

2 参与は、協議会の会議に出席して意見を述べることができる。

(委員)

第9条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 6市町村の長のうち会長に充てられた者以外の者
- (2) 6市町村の助役。ただし助役不在の場合は、6市町村の職員のうちから6市町村の長がそれぞれ指名した者
- (3) 6市町村の議会の議長及び6市町村の議会の議員のうちから6市町村の議長がそれぞれ指名した者各2人
- (4) 6市町村の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者各3人
- (5) 6市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者3人

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

第12条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、6市町村の長がそれぞれ指定した者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、6市町村の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の6市町村の負担金の額は、6市町村の長が協議して定める。

(監査)

第 16 条 協議会の出納の監査は、6 市町村の監査委員のうち、6 市町村の長が協議し、会長が委嘱した 2 市町村の監査委員（以下「監査委員」という。）2 人が、これを行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第 17 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例により会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 18 条 会長、参与、委員及び監査委員の報酬及び費用弁償は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 19 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

附 則

この規約は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。